

(仮称) 札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務に係る
企画競争評価基準

1 本書の目的

本書は、「(仮称) 札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務 (以下「本業務」という。)」に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「(仮称) 札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務に係る企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において行う。

3 審査方法

委員は、「(仮称) 札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務提案説明書」、「(仮称) 札幌市省エネ家電等転換キャンペーン運営業務仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき100点満点で採点し、総点数の最も高い委員と最も低い委員を除外した上で、残りの委員の平均が60点を超え、かつ、獲得点数の最も高い者を契約候補者とする。

4 審査手順

(1) 一次(書類)審査

多数の企画提案書の応募があった場合、評価基準に基づき、書類審査を行い、二次(ヒアリング)審査への参加者を5者程度に選考する。

この際の選考方法は企画提案書のみを審査するものとする。

(2) 二次(ヒアリング)審査

一次審査通過者の企画提案書に係るヒアリングを行う。ヒアリング後、各委員は評価基準に基づき、各企画提案書について採点を行う。

(3) 契約候補者の決定

4(2)の得点に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し下記8の基準に基づき、下記のとおり採点する。

なお、間の点数は認めない。

	5点満点の場合	10点満点の場合
特に優れている	5点	10点
優れている	4点	8点
普通	3点	6点
やや不十分	2点	4点
不十分	1点	2点
評価不能	0点	0点

6 最高得点者が複数となった場合(同点の場合)

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準における「キャンペーンの広報」の合計点の得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

8 評価基準

企画書作成事項		審査項目	配点
1	事務局の実施体制	業務の内容について十分に理解し、業務を着実に遂行する適切な能力、経験、専門知識のある人員を配置する計画か	5
		円滑な申請受付体制及び誤りの起きづらい電子申請システムを構築することができるか	5
		閲覧しやすい専用のホームページを作成することができるか	5
2	コールセンターの実施体制	業務に必要な場所や専用回線、人員が確保されたコールセンターを設置することができるか	5
3	キャンペーンの広報	市民や参加登録しようとする店舗などにわかりやすいデザインや内容等で、効果的にキャンペーンを周知することができるか	5
		熱源転換の意義や効果などについて、効果的に啓発できる広報となっているか	10
		事業者等と連携した効果的な広報となっているか	5
4	ポイント等の調達、保管、送付	使用できる店舗などが多い利便性の高いポイント等を用意できるか	5
		ポイント等を申請状況に応じて段階的に調達できるか	5
		ポイント等の保管は十分な安全措置を講じることができるか	5
		ポイント等の交付・発送は錯誤が発生しないように工夫されているか	5
		ポイント等の交付・発送において、市民等からの問い合わせにも対応できるよう証左を提示できる仕組みとなっているか	5
5	申請、認定の手法と執行状況の管理	申請及び認定の手法は、不正を予防でき、事故が発生しないような配慮がされているか	5
		日次報告、週次報告の作成など、常に事業の執行状況が管理できる体制となっているか	5
6	スケジュール	業務の進め方や手法、スケジュールは適切に設定され、管理できるものとなっているか 効率的に業務を進めることができ、現実的な計画となっているか	5
7	業務実績	国や地方自治体の同様の業務を実施した実績があるか 本事業を遂行するノウハウ、専門知識、技術を有しているか	5
8	費用	提案に対して見積内容は妥当であるか また、熱源転換等の広報に係る費用は、10,000千円以上となっているか	5
9	その他	提案における独自性等について特筆すべきところがあれば加 点	10
合計			100点